

平成16年12月27日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会  
会長 朝日 稔

### 公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会(以下「本審査会」という。)は、兵庫県知事から平成16年9月21日に審査依頼を受けた投資事業評価要綱第2条第2号の継続事業に係る審議案件、再評価(事業採択後10年間を経過した時点で継続中のもの)11件、再々評価(再評価実施後さらに5年を経過した時点でなお継続中のもの)7件の合わせて18件について、投資事業評価システムに基づき慎重に審査を行った。

審査に当たっては、審査対象事業について、前回の評価の際の検討内容を踏まえつつ、その後の進捗状況などや、進捗が遅れている事業についてはその原因の検討報告も受け、改めて事業の必要性や環境に及ぼす影響などの基本的な事項、さらに事業効果の確保や増進など幅広い観点から慎重に審査を行った。

その結果、ダム事業「金出地ダム」については、新たな計画の策定に必要な「調査の継続」を妥当とし、残り17件については「継続」することが妥当と判断した。

そのうち、水道用水供給事業「特定広域化施設整備事業」については、事業の性格上、長期、高額な投資になることから、過大な投資とならないよう効率的な整備に努めることを求めた。また、特に自転車道整備事業「播磨中央自転車道」については、期工区(加西市～加古川市)と期工区(滝野町～加西市)に分けて事業が行われており、事業中の期工区の早期完成に努めること、期工区に事業着手する前には、事業計画及び利用促進策を本審査会に改めて諮ることを求めた。

各事業者においては、事業実施に当たり、下記の本審査会意見を十分に尊重し、特に個別事業ごとに付記された審査結果に留意のうえ、効果的で効率的な公共事業の一層の推進に努められたい。

### 記

平成16年(2004年)は、観測史上もっとも多くの台風が日本に上陸し、兵庫県においても、台風16号、18号、21号、23号が相次いで来襲した結果、但馬地域、淡路地域をはじめ、県下各地に大きな被害をもたらした。さらに、新潟県中越地震をはじめ大規模な地震が頻発するなど、改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにする年となった。

こうした自然災害は避けがたいものではあるが、県民生活の安全・安心を確保することは最も重要な政策課題のひとつであり、そのために社会基盤整備に課せられている責務は大きい。

また、人口減少社会への移行をはじめ社会経済情勢が変動する中であって、広大な県土の保持と多様化する人々の暮らしを支える社会基盤の整備を進めるに当たっては、県民のニーズに一層的確に対応していく必要がある。

本審査会では、以上の観点に立って、社会基盤整備の目的に配慮しつつ、事業の必要性や効果を改めて確認するとともに、事業の実施過程全般にわたる効率性、透明性が確保されているかという視点から、慎重な審査を行った。

以下、今回の審査全般を通じた本審査会の共通意見を記載するとともに、審議案件18事業に対する審査結果を記載する。

## 審査全般を通じた本審査会の共通意見について

- 1 水害を防止するために、引き続き、治水事業の計画的な推進が必要である。一方で、台風23号では洲本市で過去最多の日雨量309mmを記録するなど、想定を上回る規模の降雨も発生しており、甚大な被害を回避あるいは減災する視点に立ち、市町の行う防災対策や住民の自主防災活動に資する沿川地域への防災情報の提供などの対策を進める必要がある。さらに、氾濫域における土地利用方策などの可能性についても検討していく必要がある。
- 2 社会基盤の整備には、効果を楽しむ世代間の負担の公平性を確保する観点から、起債制度が活用されている。人口減少社会への移行に伴う県民生活環境の変化など社会経済情勢の推移を見通しながら、真に必要な社会基盤整備を選択し、推進していく必要がある。
- 3 社会基盤が所要の整備効果を発揮するには、維持管理を含めた施設の利活用面が重要となっている。施設の利活用に関しては、県民の参画と協働を推進するなど県民の多様なニーズを取り入れて一層の効率化に取り組みたい。
- 4 今回は平成11年度(1999年度)に実施した20件の継続審査案件のうち、さらに5年を経て事業を継続している再々評価7件を再審査した。種々の要因で当初から施設整備完了までに長期間を要すると見込まれる事業もあるが、中には各般の調整難航による遅れも見受けられる。事業実施に係る説明責任を積極的に果たすことにより、県民の理解と協力を得つつ事業の早期完了による投資効果の確保に更なる努力を尽くされたい。さらに、今後ともコスト縮減に努め、投資効率の増進を図られたい。

## 個別案件の審査結果について

### 1 河川事業

- (1) 大浜川(豊岡市)
- (2) 志染川(神戸市)

これらの事業は、護岸などを整備することにより浸水被害を防止し、地域住民の生命と財産及び生産基盤を守り、安全・安心な生活環境の確保を図るものであり、事業継続は妥当である。

なお、河川整備の推進のみならず、水害による甚大な被害を回避する観点から、ハザードマップの作成や過去の浸水被害の情報提供など、総合的な治水対策にも努められたい。

### 2 砂防事業

- (3) 六甲山系グリーンベルト整備事業(武庫川ブロック)(西宮市・宝塚市)
- (4) 六甲山系グリーンベルト整備事業(観音寺ブロック)(神戸市)

これらの事業は、阪神・淡路大震災により地盤の緩んだ六甲山系において防災樹林などを整備することにより、山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな自然環境や風致景観の保全を図るものであり、事業継続は妥当である。

なお、事業推進に当たっては、森林法による保安林など法規制を最大限活用するとともに、法規制の限界を踏まえながら、効果的な用地取得、樹林帯の適正な管理及び必要な砂防施設整備など、事業効果の早期発現に努められたい。

また、広大な樹林帯の維持管理については、農林部局など関連部局との緊密な連携や県民の参画と協働による森づくりの展開などに総合的に取り組むとともに、事業の必要性などについて広く県民への情報発信にも努められたい。

### 3 土地区画整理事業

#### (5) 垣内津市場土地区画整理事業（姫路市）

本事業は、スプロール市街地の拡大防止及び周辺道路の交通渋滞を解消する観点から、住環境の良好な市街地の形成とともに、都市計画道路龍野線や公園などを整備する事業であり、事業継続は妥当である。

なお、事業効果の発現のため、早期に事業完了するよう努めるとともに、地区外の都市計画道路の計画的整備の調整にも積極的に取り組まれたい。

### 4 都市公園事業

#### (6) 三木総合防災公園（三木市）

本事業は、阪神・淡路大震災における経験から、県下全域を対象とする防災機能を有し、広域防災拠点のネットワークの中核となるとともに、平常時には県民のスポーツ・レクリエーションの場を提供するものであり、事業継続は妥当である。

なお、平常時の公園施設の一層の利用促進を図るため、バスなど公共交通機関によるアクセス交通手段の確保、スポーツ関係団体との連携の推進、さらに、県民の参画と協働のもと県立広域防災センターや実大三次元震動破壊実験施設などと連携した防災学習、自然体験の森を活用した環境学習の実施など、運営面での多面的な検討が早期に必要である。

### 5 ダム事業

#### (7) 金出地ダム（上郡町）

本事業については、平成11年度（1999年度）の再評価の際に本審査会が「播磨科学公園都市の2工区及び3工区の進捗状況も踏まえて事業を進めること」という意見を付したが、その後の社会経済情勢の変化などにより共同事業者である水道事業者は、金出地ダムを水道用水源としないことを決定した。このため、千種川水系の河川整備基本方針、河川整備計画の策定を目指した「千種川委員会」の中の「鞍居川部会」において、現在、学識経験者や地域住民も交え、鞍居川の治水対策についてダムの有無も含め幅広い角度から検討されている。ついては、鞍居川の新たな治水計画の策定に必要な調査に限定して継続は妥当である。

なお、鞍居川の治水計画策定の上は、速やかに本審査会に説明のうえ、事業の取り扱いについて諮ることとされたい。

### 6 道路事業

#### (8) (国) 176号鐘ヶ坂バイパス（丹波市・篠山市）

#### (9) (国) 176号広野バイパス（三田市）

#### (10) (国) 250号飾磨バイパス（姫路市）

これらの事業は、現道の線形不良・幅員狭小などの課題を解消するバイパス整備で、交通事故を防止するとともに渋滞を解消し、安全で円滑な道路交通を確保するものであり、事業継続は妥当である。

なお、事業効果の発現のため、早期に事業完了するよう努められたい。

## 7 道路事業（代行）〔町道の県代行事業〕

### (11)(町)青下花口線（温泉町）

本事業は、青下地区へのアクセスルートを整備し、冬季の積雪、凍結時の車両の安全で円滑な通行を確保して集落の孤立状態を解消するとともに、県が主体となって整備を行っている上山高原エコミュージアムの利用増進による過疎地域の自立を図るものであり、事業継続は妥当である。

なお、本事業のような町道の県代行事業については、その地域への定住を支援するといった目的も有しており、地域活性化に取り組む地元団体との連携を進めるなど広域的な視点も持ち整備を進められたい。

## 8 自転車道整備事業

### (12)(一)播磨中央自転車道（滝野町～加古川市）

本事業は、加古川市から加西市、滝野町にかけて、既設の加古川右岸自転車道と接続して、自転車利用者の安全を確保するとともに、自転車の利用による県民の心身の健全な発達に資する自転車道を整備するものである。事業は 期工区（加西市～加古川市）と 期工区（滝野町～加西市）に分けて実施されており、 期工区については、平成16年度（2004年度）末に約14kmのうち約12kmの整備が完了する予定である。この 期工区については、未完成区間を早急に整備し、取りあえず加古川右岸自転車道と連結し自転車道のネットワークを形成することが必要である。また、整備済み区間が十分に利用されていないことから、本年設置された「ふるさと交流委員会」への加古川市の参加を求め、地元住民や関係団体の参画と協働により、多面的な利用のためのプログラムを組み立て、利用促進を図ることも必要である。

このため本事業については事業継続を妥当とするが、 期工区においては早期完成に努めるとともに、利用促進策を講じるべきである。また、 期工区については、「ふるさと交流委員会」において利用促進策や望ましいルートなどについて継続して議論されていることから、この委員会からの提案などを踏まえつつ、利用のプログラムに対応した事業計画を検討し、事業着手に当たっては改めて本審査会に諮られたい。

なお、県下の自転車道全体に共通することであるが、その利活用を促進するために、サイクリングのための特定のイベントの開催企画をはじめ、例えば乗り捨て可能なレンタサイクルシステムの構築や、各種のウォーキングやハイキングと共催したイベント企画なども検討すべきである。また、ツアー車やMTB車のように最近の自転車の多様化に対応した、危険防止のための措置にも配慮する必要がある。

## 9 連続立体交差事業

### (13)JR山陽本線等（加古川市）

本事業は、鉄道を高架化することにより、踏切事故の解消及び交通の円滑化を図るとともに、関連街路整備や駅前広場整備などと一体となり市街地の活性化に寄与するものである。すでに山陽本線の高架化を終え、今年度には加古川線も高架化の予定で、早期の事業効果の発現が必要であり、事業継続は妥当である。

## 10 港湾事業

### (14)姫路港 改修(特重)広畑地区（姫路市）

本事業は、リサイクル貨物の輸送に対応するとともに、港湾物流の効率化や臨海部における生産拠点の再編・集約に対応した国内物流ターミナルとして、岸壁、道路及びふ頭用地を整備するもので、事業継続は妥当である。

なお、整備の推進とともに施設が有効に活用されるよう利用促進にも努められたい。

(15)相生港 改修(地方)相生地区(相生市)

本事業は、近年浸水被害を受けた相生地区に相生市が施工する雨水排水施設、住宅用地などの整備と一体的に港湾施設を整備し、防潮機能の強化及び係留施設とふ頭用地の確保を図るもので、事業継続は妥当である。

なお、当初計画から工程が遅れており、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。

1 1 海岸事業

(16)東播磨港海岸 二見地区(明石市)

本事業は、「瀬戸内なぎさ回廊構想」に基づき、緩傾斜型護岸と人工海浜により、越波や飛沫を防止する機能を確保しつつ、景観を改善し地域交流の場として気軽に憩える海岸の整備を図るもので、事業継続は妥当である。

なお、当海岸に隣接して国土交通省が海岸整備を実施しており、生物層の変化や砂浜の移動などの事前、事後の調査を行っているが、県が整備する当地区においても同様の調査を実施し、情報の交換、共有化することにより、効果的な事業実施を図られたい。また、事業効果を県民へアピールするなど整備済み箇所の一層の利用促進にも努められたい。

1 2 水道用水供給事業

(17)特定広域化施設整備事業(阪神地域等)

本事業は、各受水団体の要請に基づき水道用水を安定的に供給する広域的水道施設整備事業であり、県民生活の基盤を支え、湯水への備えも含め、県民生活のライフラインの確保に根幹的な役割を担うもので、事業継続は妥当である。

なお、事業の性格上、事業期間が長期にわたるとともに総事業費も高額になっていることから、今後も各受水団体の受水要望を踏まえ、適切な施設の整備を行って過大な投資にならないよう努められたい。

1 3 ほ場整備事業

(18)淡河地区(神戸市)

本事業は、ほ場整備による区画形質の改善、用排水路・農道などの整備、農地の集団化を行い、農業経営の改善、優良農地の確保とあわせ、担い手の育成を図るものであり、事業継続は妥当である。

なお、平成11年度(1999年度)の評価時点に比して所得償還率が増加しており、事業実施に当たっては、一層のコスト縮減に努められたい。

## 事後評価の報告について

事業評価が開始された平成10年(1998年)に審査され、翌年、完了した事業の代表2事例に対し、県が行った事後評価について、意見交換を行った。以下にその概要を記載する。

### (1)国道250号明姫幹線〔安田高架〕(加古川市)

本事業は国道250号(明姫幹線)の安田交差点付近の渋滞の解消、交通の円滑化、安全の確保を目的に実施されたものである。

整備前の平成9年(1997年)と整備後の平成13年(2001年)を比較したところ、渋滞については従前の650mが解消され、交通事故の指標となる人身事故率も4割程度減少している。また円滑な交通の確保も旅行速度で2倍以上に向上した。さらに、夜間の沿道における騒音レベルについては、7dB低減したことにより、環境基準を達成した。

この結果から当初期待された事業の効果が十分発現されているものと判断できる。

### (2)東川(西宮市)

本事業は西宮市南部地域の浸水被害を軽減し、安全・安心な生活環境を確保することを目的に、河積拡大や護岸整備を実施されたものである。

改修前の昭和36年(1961年)6月には時間雨量44.7mmの降雨により、床下2,472戸、床上60戸の浸水被害が発生したが、整備後の平成11年(1999年)6月に降った時間雨量45.0mmの降雨では、内水による床下7戸、床上5戸の浸水被害に止まり、洪水被害が軽減された。

この結果から当初期待された事業の効果が十分発現されているものと判断できる。

今後は、各種データの蓄積を続けるとともに、事前・事後の評価のあり方に資するよう評価項目の選定や評価方法の充実を図り、社会基盤整備の一層の効率的な推進に資することを期待する。